

専決処分

専決処分に関する裁判例

最近、専決処分に関する厳しい判決が出ています。北総鉄道の運賃値下げのための補助金支出を専決処分したのは違法として、住民が千葉県A市を相手取り、補助金返還等を求めた住民訴訟の上告審で、補助参加人として前市長が申し立てた上告を退ける決定をし、これにより前市長に対し約2360万円を返還請求するよう市に命じた東京高裁判決（平成25年8月29日）が確定しました。事実関係によれば平成21年11月に北総鉄道の運賃を約5%値下げさせるため、平成22年から5年間、千葉県および周辺6市で年間計3億円の補助金を支出することで合意しましたが、A市議会で補助金支出の議決が得られず、前市長は平成22年10月に補助金約2360万円の支出を専決処分で行ったものです。これに対して一審・二審判決は、専決処分は議会の議決を

得ることが社会通念上不可能な場合に認められるもので、本件では議会は故意に議決を回避しておらず、臨時議会招集が可能であったため、専決処分の要件を欠いていると判断したものです。それ以外にも①甲府地裁平成24年9月18日判決、②東京高裁平成25年5月30日判決、③東京高裁平成25年6月12日判決などがあります。そして、専決処分が市民に注目されたのが市長と議会が対立する中で市長が議会を招集することなく議会の同意を得ずに副市長を選任する等の19件を専決処分としたB市の事案です。

専決処分を設けた理由

地方公共団体は、執行機関である長と議決機関である議会とともに住民の直接選挙によって選ばれる首長主義の下で、長と議会はともに住民を代表する機関として、相互に対等な地位にあり、それぞれが明確な

市町村アカデミー客員教授

大塚康男



権限と責任を分担することにより、相互のけん制と均衡を通して民主的かつ適正な地方公共団体の運営が図られています。しかし、長と議会のいずれかが十分にその職責を果たさず、または両機関の間に意見の対立があるときは、地方公共団体の行政運営に支障をきたすことのないように、相互の調整を図る手段が講じられており、その一つが専決処分です。

専決処分とは、議会がその権限を適切に行使しなかったり、緊急の事件が発生し、あるいは議会と長とが対立する等により、議会の意思決定を得ることが困難なため地方公共団体の円滑な運営が阻害され、住民生活に影響を及ぼす恐れがあるような場合は、長に議会の権限を代わって行使することを認めることにより、両者の均衡抑制の関係を長の側から調整する制度をいいます。

Risk Management

専決処分の要件等

長の行う専決処分には、①地方自治法179条の規定に基づいて行う狭義の専決処分と、②地方自治法180条の規定に基づいて議会の委任により行われるものがあります。

地方自治法179条の規定に基づく専決処分は4つに法定化されています。①議会が成立しないとき（在任議員の総数が議員定数の半数に満たない場合）、②地方自治法113条ただし書きによっても会議を開くことができないとき（出席議員の数が議長のほか2人を下回る場合）、③普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、④議会において議決すべき事件を議決しないときであり、長がとった専決処分については、長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければなりません。

議会の承認を得られなかった場合といえども当該処分の効力に影響がないと解されてきましたが、平成24年の地方自治法の改正により、議会が不承認とした趣旨を踏まえ、長に対して一定の作為義務（長が必要と認める補正予算の提出や改正条例案の提出等）を課すこととし、長は講じた措置について議会に報告することとなります。従

来の専決処分は、緊急に補正予算による支出の必要がある場合、訴訟において自治体が敗訴して控訴する場合、国の税制改正に伴う税条例改正などで多くは③の事案に該当するものでした。

専決処分の中で運用に疑義があり、訴訟等に発展するもの多くは③および④です。③の規定は改正前は「長において議会を招集する暇がないと認めるとき」と規定され、「暇がないとき」の認定は長の自由裁量ではなく、法規裁量に該当するものであり、長の認定には客観性が求められると解されていましたが、実際には長が恣意的に解釈して運用されたケースが多くみられたこと、またB市の事案を契機として平成24年の地方自治法改正により要件を厳格に規定したものです。また④の「議会において議決すべき事件を議決しないとき」とは、議決を欠く事態が出現すればただちに該当するのではなく、外的または内的な何らかの事情により長にとって議会の議決を得ることが社会通念上不可能ないしこれに準ずる程度の困難と認められる場合（天災地変等で議決が不可能な場合など）をいいます。

専決処分はあくまでも例外措置であり、前記判決でも示されたように、「専決処分は議会の議決を得ることが社会通念上不可能な場合に認められるもの」ですから、①議

筆者プロフィール

大塚康男（おおつかやすお）

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業。1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務部次長、議会事務局次長、教育次長。2007年から市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）客員教授（『行政訴訟の実務』『住民監査請求』『議会事務』『危機管理』『債権管理』）。その他、自治大学校、全国市町村国際文化研修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著書に『実務住民訴訟』『自治体職員が知っておきたい債権管理術』『新版・自治体職員が知っておきたい危機管理術』『議会人が知っておきたい財務の知識』『自治体職員が知っておきたい財務の知識』『改訂版議会人が知っておきたい危機管理術』などがある。

会で否決した議案を議会閉会后に専決処分する場合、②議会が会議に付すべき事件を示して臨時会の招集を請求したのにかかわらず、長は臨時会を開かず、当該事件を専決処分した場合、③議案が閉会中の継続審査であるのにかかわらず専決処分した場合などは、長が故意に議会の議決を回避したとみることができ、専決処分の要件を欠き違法となると考えられます。

専決処分を行う長は、専決処分の要件を厳格に解釈し、議会の意思決定を得ようとしても得られない場合に例外的に認められる手段であることを強く認識し、議会の承認が得られないことが予想される場合の専決処分は慎重に行う必要があります。